

令和3年決算審査特別委員会会議録

1. 日 時 令和3年9月22日（金）
2. 場 所 市役所東庁舎4階 議場
3. 付託事件 日程第1 議案第15号 令和2年度白井市歳入歳出決算の認定についてのうち、
都市経済常任委員会が所掌する科目について
日程第2 議案第16号 令和2年度白井市水道事業会計決算の認定について
日程第3 議案第17号 令和2年度白井市下水道事業会計決算の認定について
4. 出席委員 広 沢 修 司 委 員 長・小田川 敦 子 副 委 員 長
岩 田 典 之 委 員・竹 内 陽 子 委 員
柴 田 圭 子 委 員・長谷川 則 夫 委 員
石 井 恵 子 委 員・植 村 博 委 員
伊 藤 仁 委 員 岡 田 繁 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
都市建設部長 高 石 和 明
都市計画課長 小 島 健太郎
建築宅地課長 藤 川 敦 史
道路課長 竹 田 忠 夫
上下水道課長 青 木 元 晴
財政課長 板 橋 章
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 事 務 局 長 石 井 治 夫
主 査 今 井 好 美
主 事 伊 藤 昌 枝

委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 おはようございます。定刻となりました。会議に先立ちまして、広沢委員長より御挨拶をお願いいたします。

○広沢修司委員長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中決算審査特別委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日もよろしくをお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 それでは、議事等の進行につきましては、広沢委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○広沢修司委員長 ただいまの出席委員は10名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

初めに、感染症対策の一環として、説明員の皆さんの途中退席を許可します。

- (1) 議案第15号 令和2年度白井市歳入歳出決算の認定についてのうち、都市経済常任委員会が所掌する科目について

○広沢修司委員長 これから日程に入ります。

日程第1、議案第15号 令和2年度白井市歳入歳出決算の認定についてのうち、都市経済常任委員会が所掌する科目についてを議題とします。

これから質疑を行います。委員の皆さんに申し上げます。審査の順序といたしましては、初めに一般会計の歳出に対する質疑を行い、次に一般会計の歳入に対する質疑を行います。

質疑においては、歳出から歳入までページ順に一問一答形式で行います。

また、担当課長が答弁を適切に行えるよう、ページ数と項目を指定の上、端的にお願いします。

なお、既にお手元にある資料と重複する内容の質疑は御遠慮ください。

最後に、質疑の際には挙手し、指名されてから御発言ください。執行部につきましても同様をお願いします。

それでは、一般会計の歳出について質疑を行います。

7款1項土木管理費、248ページから251ページまでで質疑をお願いします。

質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 251ページになります。2) 交通安全施設整備に要する、その前、ちょっと待って、248ページ。

○広沢修司委員長 248ページから251ページ。

○小田川敦子副委員長 上まで。大変失礼いたしました。取下げます。

○広沢修司委員長 植村委員。

○植村 博委員 251ページの道路台帳データ、これは開発に伴って移管されたもの、それを記入するものだと思うんですけども、今年度はどのような内容がこの台帳のデータに記入されたんでしょうか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 答えいたします。

道路台帳作成データ委託料の内容についてということですが、まず、新規の認定として、富士で開発のありました46.2メートルの道路について新規認定をしています。それから、もう1つが、旧聖仁会病院といいますか、その跡地の開発のあったところ、こちらで道路部分として297.5メートル、それから、自転車歩行者専用道路として14.8メートルをまず新規の認定をしています。それから、もう1つは、これらの現況図や台帳図、あるいは、認定に係る調書、こういったものをデータとして取り込む、さらには、路線網図に加えていく必要がございますので、このデータを路線網図のほうも修正をしていく。さらに、そのほかとして、境界確定が終わっているような既存の資料などをスキヤニングによりましてデータとして取り込んでいるというようなもの内容になっております。

以上です。

○広沢修司委員長 植村委員。

○植村 博委員 分かりました。

では、その次、その下のところですが、法定外道路、これ赤道とか青水路と聞いたことがあるんですが、今回国から譲与を受けたものが対象になるというふうに思うんですけども、この法定外道路の今回の調査、その内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 答えいたします。

法定外道路現況調査委託でございますけれども、まず、こちらにつきましては、先ほど国から譲与を受けた道路分として約120キロメートルございます。これを平成31年と令和2年度の2か年で調査を実施してまいりました。まず、平成31年度は120キロメートルのうち57.5キロメートルについて調査を実施しています。そして、当該年度、令和2年度分につきましては62.5キロメートルの調査となっております。これらについて、認定がし得るような道路を選定していくというようなところまでの作業をしてございます。

今回のものにつきましては、その成果として、まず、認定ができそうな路線数として280路線、そ

して、延長としては約45キロメートルというようなところの成果を上げております。

以上です。

○広沢修司委員長 植村委員。

○植村 博委員 これに関しては水路のようなものはなかったのでしょうか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 水路のほうは認定等しておりませんので、ございません。

以上です。

○広沢修司委員長 植村委員。

○植村 博委員 確認なんですけれども、この譲与を受けると市としての責任とか、いろいろなことが出てくると思うんですけれども、簡単にそれは分かりやすく言うとどんなことになるのでしょうか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 市の責任と管理の方法というようなことかなと思います。

まず1つは、認定といいますが、やはり現況等が里道というようなところが多かろうと思います。こういったところにつきましては、やはり住民の方からの砂利入れの要望ですとか、そういったところが多くございます。そういったところにきちんと対応していくということが1つ。さらには、台帳のほう、今後認定ということに向けていくわけですけれども、この台帳のほうの作成について令和3年度の事業で実施しているところでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 今のところですが、台帳を作って、ちゃんとメートル数も調査できたと。でも、これお金かかることですが、国のほうで言ってきたことで、この辺は国の補助というのがちゃんとついてくるということが前提でしょうか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 この認定に当たる国の補助があるかということかと思いますが。認定に関わりましての、あるいは、調査というようなことに関する国の補助というのは制度上はございません。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 それでは、251ページの一番下にあります2) 交通安全施設整備に要する経費の中の、ちょっと待って、まだ終わっていなかったんですけど。

○広沢修司委員長 1項土木管理費のみで質疑をお願いします。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に参ります。2項道路橋梁費、3項河川費、250ページから257ページまでで質疑をお願いします。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 大変失礼いたしました。改めまして、251ページの一番下にあります、交通安全施設整備に要する経費の中の、委託料にある交通量実態調査委託料について伺います。

2年度においては、どの部分の交通量の実態調査をしたのかをお願いします。

○**広沢修司委員長** 竹田道路課長。

○**竹田忠夫道路課長** お答えをいたします。

委託料の交通量調査ということでございますが、これにつきましては、県道市川印西線と、それから、北環状線の間で、ベルクという商業施設がありますところですね。あそこに白井市笹塚地先のほうから非常に県道市川印西線を渡って行く人がいるということ。それから、もう1つは、その敷地の中に子育て支援施設がございます。そこに通っている人も通っているというようなことで、ここに横断歩道を設置してくれないかというような御要望を何件もいただいております。

これについて、まず、横断歩道の設置につきましては警察のほうの管轄になります。ただ、警察のほうへ、やはりこういった声があるということで報告、連絡をしていきますと、交通量のほうはどうなっているんだ、利用者の数はどうだろうかというようなことで、調査してくれないかというようなことがございました。

これに対応するために、シルバー人材センターへ委託をしまして、ここを渡るということ、それから、交通量などを調査したものでございます。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

石井委員。

○**石井恵子委員** 同じところなんですが、ページが253ページになります。一番上の交通安全施設整備工事というところですが、ここはカーブミラーやガードレールの修繕や設置というふうに伺っています。令和2年度の主なカーブミラーやガードレールの新しい設置されたところを伺います。

○**広沢修司委員長** 竹田道路課長。

○**竹田忠夫道路課長** それでは、交通安全施設整備工事として、新しいところ、そして、修繕なんかもございましたので、併せてお答えをさせていただきます。

まず、道路反射鏡の新設の設置になります、これが1か所、それから、修繕や移設等で5か所、それから、ポストコーンやガードレールなどの設置につきましては13か所で、これら修繕などが10か所というようなところが主なものでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 そうしますと、カーブミラーの新しい設置というのはなかったですか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 新しいのは1か所ございました。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 要望はたくさん上がっていると思うんですけども、この1か所というのはどこで、どういう基準なのかというのを伺います。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

まず、お配りさせていただきました資料の中に、交通安全施設の設置ということで、そちらのほうに、25番というところですけども、道路反射鏡の設置として、笹塚一丁目に1基ということになっています。

この基準については、隅切りもなく、それから、歩道も設置されていないというような中で、設置のほうをする必要があるということで判断させていただきまして、設置しているものになっております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はありますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 253ページになります。事業のほうは3)の市道維持修繕に要する経費、この中の工事請負費にある道路修繕工事の中から伺いたいと思います。

この中には、まず最初に、確認なんですけれども、富土地先12-002号線、こちらの工事も含まれていると思うんですが、よろしいでしょうか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 修繕として含まれております。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 ありがとうございます。こちらの富土地先の道路なんですけれども、令和2年度に何回か全協のほうで報告をいただいた箇所になるかと思います。路面性状調査の結果、補修工事が必要ということで、令和2年度に舗装の修繕工事を行ったところです。路面の状況をきれいに整備した直後にもクラックが入ってしまったということで、塗り直しが必要になったという箇所なんです。その後手直しが追加の工事で行われたかと思います。路面の状態のほうはその後いかがでしょうか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 それでは、令和2年度に実施した市道12-002号線のその後の状況ということ

でございますけれども、まず、本修繕工事を行う前につきましては、議員御指摘のとおり、クラックが発生し、また、波打っているというような状況でございました。これらを直すために修繕のほうをさせていただいたというところでございます。

現在の路面の状況につきましては、その後路盤のほうから改修をしておりますので、安定しているような状況で確認をしています。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。そうしましたら、工事費について伺いたいと思いますが、この工事に当たっては、手直しをする業者のほう倒産してしまったということで、市が支払う、負担する形になっていたかと思えます。最終的に、この工事にかかった市の負担する工事代というのはどれぐらいになったんでしょうか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 当該工事の工事費についてお答えいたします。

最終的な金額といたしましては、まず、本工事におきまして、発注の仕方を1工区と2工区というように分けてさせていただいております。この中で、当該箇所につきましては対象の128メートルということになります。2工区が59.4メートルということで、合わせて発注しております。両方の金額といたしましては1,331万7,700円ということで、発注が1工区、2工区ということになってございますけれども、御理解いただければと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 1区と2区の合計で1,331万7,700円が決算額ということで分かりました。

それで、これがかかった整備費用ということになりますので、この中の具体的な財源として、国からの手当が幾らになって、市のほうから幾ら負担になるのかというところの財源をお知らせください。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

財源ということですが、まず、本工事におきましては、平成28年度に国の補助を活用いたしまして整備したものでございました。工事が終わりました、少し時間を置いてから、波打ちの状態だとかということが、あるいは、クラックというようなことが発生してきました。これに対応したわけでございますけれども、既に平成28年度の整備のときに国の交付金を活用しておりますので、この修繕に対しての国の補助制度というようなものはございませんでしたので、財源といたしましては、市の一般財源と、それから、起債となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうすると、1,300何がしのこの金額の財源が一般財源と起債になるという理解でよろしいですか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 そのとおりです。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。当該箇所は用地等買収費ということで約80万円ほどの金額も上がっているんですが、これは別になるのでしょうか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 今の御質問は、当該修繕に用地費がかかったかということでしょうか。用地費のほうはかかっておりません。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 金額のほうは分かりました。すみません、工事のほうにまた話が戻るんですけども、今回原因が、今現在路盤から直して状態がいいということだと、どうしてこういうクラックが発生してしまったか、道路が波打ってしまうような結果になってしまったかという原因が大分特定されたかと思うんです。今後こういった同様のケースが起きないような再発防止策ということに関しては、何か協議はありましたか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 今回の波打ち、あるいは、クラックの発生ということの原因は、やはりこの路床のほうを改良していくというようなことがございました。この改良剤が石灰系とかですと、混合していく段階で熱を持って膨張したりするというようなこともございます。つまり、攪拌不足が原因で固まったりするとそのようなことが発生するというふうに考えられています。

今回もそういった材料を扱っているような業者にもちょっと見ていただいたんですけども、やはり考えられることはそういったことだろうというふうなことで聞いておりましたので、市としては、土壌改良、その路盤の改良剤によるクラックや、膨張が伴ったことによるクラックや波状の発生というふうに捉えております。

このことについては、やはり攪拌不足ということがございますので、その辺を市としても注意深く見ていく、また、そういったものが発生するということについては、発注側内部としてやはりきちんと確認をしながら、手順等も、施工計画書というものを出示してもらうんですけども、そういったものの確認、それから、材料の確認、そして、使う機械の確認などをきちんとすることと、それに伴う今度は受注者側のほうの作業員等にもきちんとやってもらうというようなことで、発注者、受注者双方で確認を密にしていくというようなことが大事だと捉えているところです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 253ページの工業団地アクセス道路整備事業の進捗状況を教えてください。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

工業団地アクセス道路の進捗状況でございますけれども、全体の整備延長の計画のほうですけれども、こちらが2,100メートルです。そのうちに、道路の本体の工事として整備をした部分が約76メートル、全体の整備率としては3.6%というようなことでございます。

ただし、これについては、この路線のところが田んぼ等の場所を通っていくということで、盛土等による路盤の安定工事というようなことを中心としてやってまいりました。その結果、今年度でこの盛土工事のほうで完了しております。今後盛土の撤去をすることと本線の整備のほうにシフトしていくというようなところでございます。

また、用地買収のほうにつきましては、かねてより御説明をさせていただいております未相続共有地の関係につきましては、こちらのほうについては、令和2年度からの繰越しとして事業をさせていただいている未相続の登記に向けての業務ということを今進めております。

そのほかにつきましては、おおむね用地の買収のめどが立っております。中には個人としての相続等も残っていたところもございましたけれども、そういったところも解決をしております、そういうところについては買収のめどが立ってきたということで、未相続共有地等の影響がないようなところとして今後整備に向けていきたいというふうに考えております。

また、影響するようなどころということでございますけれども、こういったところについては、暫定的な振替といったような検討にもこれからは入っていくというような状況であるというふうに捉えております。

以上です。

○広沢修司委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 完成までにあと何年ぐらいかかりそうですか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

なかなか全体の完全な開通については、厳しいところもあると思っております。しかし、これらは未相続共有地について、解決できそうなところはかなり見えています。そういったことからすると、暫定的な線形というようなところを見ながら、供用の準備を進めていこうと思っております。

市のほうの実施計画の中では、令和6年度の供用を目指してということで計画を掲げさせていただいておるところでございます。なかなか難しい状況もございますけれども、暫定というようなことを考えながら、供用ということを見つめていきたいというふうに思っております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑は。

植村委員。

○植村 博委員 253ページ、3)の道路ストック点検、これ前回よりも1,000万円ほど額が減っていると思うんですが、これは道路の附属物の点検というふうに聞いていますけれども、今回その額が下がった。どのような理由で額が下がったのかという点をちょっとお聞きしたいと思います。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

道路ストック点検の当年度の内容についてということかなと思います。今回は道路ストック点検といたしまして、道路照明の点検をしてございます。これについては、道路の附属物としての街路灯というところでございます。これらの基数なんですけれども、点検といたしましては、145基でございます。また、さらに交通量調査を1か所実施しております。これはどこかといいますと、先ほど申し上げましたベルクという商業施設ができた関係で、令和元年度に策定いたしました道路修繕計画の中でも、交通量調査というのはやっているんですけれども、七次道の交通量調査もしているところでございます。

減った理由としては、道路照明灯の。

委員長、失礼しました。

○広沢修司委員長 はい。

○竹田忠夫道路課長 減った理由としましては、前年は修繕計画のほうを作っていたのも合わせてやっておりますので、今回はその修繕計画は終わっていますので、減っているということでございます。以上です。

○広沢修司委員長 植村委員。

○植村 博委員 その件については、分かりました。

ちょっと同じとこなので、もう1つ聞かせていただきたいと思います。そのちょっと下のほうに行くと、工事請負費の中に樹木の伐採工事というのが入っております。白井市は国道、県道、市道に限らず、木が結構道路に張り出していたり、信号機が見えなくなるところが多いわけなんですけれども、樹木の伐採の基本的な取組方というんですか、考え方というんですか、先だけ切ればいいのか、根本から切ればいいのかとか、そこら辺の基準、これがどうなっているのかちょっと知りたいと思います。それによって、年度によってこの額が多くなったり少なくなったりしているところを見ると、何かの基準がそうさせているのかなと思いますので、そこを確認したい。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

樹木の伐採工事ということで基準というのがあるかという話かと思いますが、まず、木をどの程度切るかというのは、基準というものは設けておりません。まず、今回樹木伐採をするに当たり

ましては、道路用地、水路用地などの市の用地内にある樹木の伐採、これによって民地側のほうに迷惑をかけるだとか、そういったようなところについて伐採をしております。大きなところだと、水路部分なども切っております。例えば、北環状線の向こう側、千葉サトーというところがあって、その山側に水路があって、その中に木が生えてしまっていて、民地側のほうに木がおおいかぶさってきていて、非常に困るというようなこともあって、こういったところは水路にも影響するような部分、水路が崩れたりしないよう根本から伐採をするというような対応を取らせていただいております。

それから、道路なんかだと、やはり木の枝なんかもございます。これがトラックに当たるとか、車に当たるとかということで、交通の障害が生じている。こういったところにつきましても、なかなか定期的な管理という、いわゆる街路樹とか、公園の樹木のようなわけにはなかなかいかないというところもございますので、根本から切って、その支障の除去を、根本的な解決にしておこうというようなところで対応させていただいているところです。

以上です。

○広沢修司委員長 植村委員。

○植村 博委員 今の説明でよく分かりました。一番やはり気になるのは、市の職員の方も一生懸命やってくれて、道路に張り出している木、これ民地から出ているものですがけれども、歩道を乗り越えて道路まで来て、トラックの上に当たっているというのをよく見かけて、僕が見つけたときに連絡したらすぐ飛んできてくれて、市の職員が対応できることはやったださっているんですけども、なかなかそれでは追いつかないというところがありますので、民地の持ち主等への連絡、そこら辺はどのように取り組んでいるのでしょうか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 民地から伸びる木の枝等の伐採に対する取組ということですがけれども、交通者、あるいは、地域住民の方から、そういったことで木が道路上にはみ出しているんだということで連絡、通報等をいただいたときには、現地確認をして、民地であるというようなことも確認をしながら、民地である場合には交通の障害になっていると、安全の確保のために剪定等をお願いしたいということで、まず、文書も出しております。手紙を出して、即座にとということもなかなか難しいのかなと思いますけれども、切っていただけるケースが結構ありますので、まずは手紙などできちんと通知をしていきたいというふうに思っております。

さらに、対応していただけないかどうかというようなことについては、こちらから出向くなり、あるいは、手紙を再送付するとか、そういったようなことで対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はありますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 253ページの中段下辺りに、18というところで、負担金補助及び交付金、急傾斜地崩壊対策事業負担金というのがあるんですが、まず、この内容がどういう負担金だったのかということとをちょっと御説明いただきたいと思います。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 これにつきましては、急傾斜地の崩壊対策事業ということで、急傾斜地に指定されているところについて、千葉県のほうが、法面、崖地のところを押さえる工事を実施しております。これに対する地元市の負担金というようなことでございます。これについては、県の事業費の20%を市が負担するものです。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そうしますと、これ民地でしょうか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 施工するところは民地になっております。つまり、崖地になっておりますので、崖の下に家があって、崖の上に家があってというようなところの崖の部分を防護する工事になります。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そういう場合は、地権者の負担というのはどのようになるのでしょうか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 地権者の負担は、市の急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例で決まっております。市が県に払った工事費のうちの20%を地権者のほうから分担金としていただくというようなものになっております。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 ちなみに、その金額と、例えば、そういう場合の、なかなかお金を地権者が払うというのは難しい話だと思うんですが、どういう対応がされたのでしょうか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 まず、当該箇所は白井市平塚地先というところで事業をやっております。事業については、平成25年からやっておりまして、市民の方々からは、県の工事が終わった翌年度に終わった工事分をいただくというようなことになってございます。これは、詳細についてちょっと確認しておりませんが、まず事業を始めるに当たりましては、負担金が必要になるんだということによって合意形成がなされていると認識をしております。その後で、負担割合については、工事額の程度を前もってお知らせをして、負担額が、例えば、お2人であれば、上と下の家で負担割合がこのくらいになるということで、一緒に話をして、負担割合も決めて、合意をいただいているところでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 この崖の件は、国のほうから、県のほうから指定されてきています。そこで、万が一大きな台風が来たりして、そういう土砂崩れが、崖崩れですか、傾斜地が崩れた場合、そういうことをもちろん認識はしていらっしゃるだろうけれども、現実になった場合のやはり詳細に関するということというのは、その指定されたようなところにお知らせしてあるのでしょうか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 市内の急傾斜地に対する対応ということだと思います。

1つは、危機管理課のほうで急傾斜地等の点検を、印旛土木事務所とか、そういったところの関係機関と一緒に年に1回点検をしていると聞いております。そういった際に、点検によりまして、周知をしているというふうには捉えているところでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 253ページの市道維持修繕に要する経費の市の工事請負費、道路修繕工事について、別の案件で伺います。法目地先の道路改良工事についてということで、昨年度の全協で、3回か2回か説明をいただいています。中身としては、長いこと道路の改良工事が中断していて、協議が不調で打切りになって、もう請負者に対しては契約解除するということをして市のほうから通知したということが、令和2年3月の全員協議会で私たちに報告があったんですよね。

その後、工事再開の意思表示が請負者からもあったんだけど、結局それもうまく整わずに、最終的には契約の解除となったという経過だったと思います。

その後、私が知っている最終的な報告としては、昨年10月に報告をしていただいているところまでなのですが、そのときに、近々工事を行うということで、まず297万3,304円をかけて工事を行いますと。それから、最終的な残工事をまた再び発注する予定ですよというところで、その金額が、資料を見る限り、突合せすると1,130万円なのかなと思ったりもするんですけども、ここら辺の経緯、それから、お金の出入りがちょっといろいろと複雑で、道路修繕工事の中に盛りだくさんに詰まっているので、ちょっと経緯的なことから説明、2年度中どうなったのかをお知らせいただきたいと思います。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 御指摘の工事につきましては、新設改良工事かと思えます。となりますと、253ページではなくて、255ページの市道新設改良事業と、こういうようなところの予算になりますけれども、よろしいでしょうか。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 すみません、自分のメモにも、その次のページをめくったらしっかりそういうふう
に書いてあったんで、ごめんなさい、新設改良工事のほうで、今申し上げたようなことについて、お
答えをいただければと思います。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 それでお答えいたします。

まず、御指摘のありました道路、市道03-013号線、復地先になりますけれども、工事のほうの中
断して、解約になって、出来形払いをしています。これにつきましては、出来形として最初の業者の
ほうに支払った分としては、297万3,304円を工事中断による出来形として支払っております。

その後、改めて工事発注をするということにつきましては、令和2年の6月補正によりまして、御
予算のほうを3,300万円いただきまして、工事のほうを行っております。このことについては、工期
を令和2年12月1日から令和3年4月30日まで、繰越しを承認いただきまして、実施をしてございま
す。このときの金額といたしましては、2,642万9,700円というようなことで完成をしてございます。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そのことについては、完成をしたということで、2年度中で終わりましたというこ
とですね。よろしいですか、少し繰越したとおっしゃってましたね。

対請負業者との関係については、その後どのようになったのか、話せる範囲でお願いします。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 工事中断の業者のほうということでよろしいでしょうか。こちらにつきましては
は、現在裁判を実施してございますので、御答弁については控えさせていただきたいと思いを
ます。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そこについては分かりました。すみませんでした。

じゃあ、私が先ほど間違えて言いかけた253ページの道路修繕工事について伺います。いいですか。
当初予算が2億5,784万円で、最終的に9,900万円と減額されているんですけども、途中で1億円以
上の補正があつたりして、動きがすごく分かりにくいところがありました。ここで少し整理をしてい
ただきたいんですけども、どの部分でどういうふうにかかったのかとか、そこら辺、あまりにも動
きが大きくて、追いついていないので、申し訳ないんですけども、説明をお願いします。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 道路修繕工事の全体の動き方ということかなと思います。

まず、令和2年に予定をしていた工事箇所、全部で12路線だったと記憶しています。その中に、補
助対象事業と市の単独による事業ということで、扱いが分かれて、予算上の扱いを受けておりました。

補助対象事業につきましては、交付金がつかなかったことから、市の財政、そして、市長協議を経て、一定の予算、7,000万円以内で補助対象事業についても単独事業としてやるということで決定をいただきました。これが、7,000万円の範囲で、3路線を補助対象事業分として、単独事業として4路線ということで、7路線を単費によって実施をしています。

しかしながら、年末近くになって、国のほうが補正予算を出しまして、修繕事業の追加を受け付けるということになりまして、その補正として1億1,157万円、これをお願いしたところでございます。これにつきましては、令和2年度予算の補正ということで令和3年度のほうへ繰越しをさせていただいております。

この繰越しによりまして、今年度、国の補助対象事業として6路線を実施するものでございます。以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 3月の委員会審議の中でも、随分そこら辺聞かれていたんですけども、最終的に出てきた数字がまたちょっとその数字と変わってきていたので、一体どういうふうにかえたらいのかということでお尋ねしました。そこで分かりました。そこは結構です。ありがとうございます。

引き続きいいでしょうか。それとも、休憩しますか。

○広沢修司委員長 ここで休憩します。

再開は11時5分。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○広沢修司委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

柴田委員。

○柴田圭子委員 では、今度は工業団地アクセス道路について伺います。253ページの2目の一番上です。

まず、当初予算で2億9,000万円ぐらいだったのが、最終的な減額で1億5,500万円減額になって、国の補助がつかなかったのもそれに合わせてということで、社会資本整備総合補助金でしたっけ、それがつかないのということで、大幅に減額になっているんですけども、じゃあ、いつ完成するのよという話になってくると、こういうふうに国に合わせていると、いつまでたっても完成しないんじゃないのかなど。もうこの話は20年、30年前から起きている話で、それこそ工業団地の発展ということ考えると非常に重要な話であるはずなので、ここについての考え方、国の補助がつかなかったから、じゃあ、また先延ばしねということで毎年繰延べていっていいのだろうか、令和2年度はそこについて何か対応したのだろうかということをお伺いしたいと思います。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 非常に難しいところだなと考えております。市としても推し進めていく路線になってございますけれども、やはり財源ということもございますので、そういったことで、有利な財源等を活用しながら進めていきたいというふうに思っております。そこが1つは基本かなと思っております。あとは、工事の進捗状況を捉えながら、やはり円滑に進めたいというふうに思います。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうしましたら、先ほど何か76メートルの整備が終わったとかという話をされていましたが、これは、計画上は整備延長が、2年度計画だと350メートルぐらいあったところの76メートルという話ですか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

76メートルにつきましては、平成30年の事業で平成31年度への繰越事業として完了しているところでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうしましたら、令和2年度に予定されていた整備延長は全く手つかずで終わってしまったということでしょうか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 本線のほうの整備は、やはり補助金の関係から見送りまして、盛土等の工事を中心に行ったところでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 盛土の工事は昨年度中にも説明をいただいておりますが、その結果、水の浸出とか、そういうことは収まって、きちんと道路として使えるようになったという結果でよろしいのでしょうか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 盛土の状況につきましては、安定をして、地盤のほうは圧密沈下が得られたということで、地盤的には安定したと。

それから、圧密をしないで済むということも土質調査等によって分かっています。こういったところにつきましては、本線整備の中で、いわゆる悪いところを取っていいものに置き換えていくというようなことで、置換工法と言われておりますけれども、そのような方法を取りながら進めたいというふうに思っております。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 じゃあ、盛土の関係についてはそういうことで一応決着を見ているということは分かりました。

あとは、産廃があって、その土地を買い取って産廃を撤収するという話もあったかと思えますけれども、それはどのようにになりましたか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 その土地については、用地のほうは取得して、その敷地に置かれているものについては、本体工事に併せて落札した業者のほうで処分をしていくというようなことで予定しているところでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうしましたら、今度は、今継続して相続登記がちゃんとされていないところについて、昨年度被相続人が16人、何人かにお手紙を出して、それを、様子を、返事を待っているという状況だったと思えますけれども、そこについては昨年度中は特に進捗はなかったということでしょうか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

未相続共有地につきましては、今回令和2年、そして、繰越しをしていただきまして、現在も調査をしているところでございます。

調査の相続の関係については、今回の委託でやっております対応については、未相続共有地が3筆で、被相続人が7人、相続人が75名となっております。現在その3筆分については、2筆分は事業の同意を得られ、そして、現在は遺産分割協議書を作成しているところでございます。もう1筆につきましては、被相続人6名分について進めているところでございまして、6名のうち1人分が現在交渉をしているというような状況でございます。そのほかにつきましては、おおむね見込みがついているというような状況でございます。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 先が見えなくて、どこまでやるんだという話も全協であったと思えますけれども、その感触でいくと、先ほど言ったように、一体いつできるんでしょうねという話についても、土地の分としては進められそうな状況にまで行きそうかどうか、ちょっと今決算から外れますけれども、そこだけは確認したいと思えます。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

今未相続共有地が全体で5筆あるうちの3筆の状況でございました。ただ、残る2筆についてはなかなか難しい問題がございまして、登記簿の中に保存の登記がなされていないところがございます。そういったところは、個人の名前は所有者として書かれているんですけども、住所が分からないというようなことがあったりして、特定をするというのは非常に難しいというふうに聞いています。こういったところについては、先ほど御回答させていただきましたその状況について、暫定的な線形の見直しなども考えながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 昨年度この事業に着手する、要は、未相続登記のところをお手紙出したりしてちょっとやってみようというふうになったときに、そういうふうに不明なものも当然あるということが予測されたと思うんですけども、そうなった場合に、どうしてもここだけは駄目だとなった場合にはどうするかというところまで考えた上で事業着手されましたか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 まず、本当に見込みがないような、あるいは、相当難しいだろうというようなところについては、今回行っている委託の中には含めなかったということでございます。現在行っているものについては、見込めるであろうということで行っているもの、そして、先ほど申しましたように、個人を特定するのが非常に難しそうだというようなものは今回の中には含んでいないということになります。これについては、弁護士等にも対応をどうすればいいのか等も確認をすることが大事だと思っています。

それから、もう1つは、相当時間がかかるということになれば、これを暫定的な線形を検討すると、その部分については振替えていくというようなことも今後進めなければならないというふうに考えています。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 この未相続共有地については、去年初めて後追いの調査を開始したところだけでも、この所有者というのはもうとっくの昔に測量とかかけている時点で分かっていたと思うんですけども。七、八年前に住民説明会をされたりしていますけれども、当然調査していたから分かっていたと思うんですけども。一番多分ここがネックになるだろうと分かっている部分だったと思うんですが、ここまで引っ張って何もしなかった、何か、要は、寝かせてしまったということについてはなぜか、逆に昨年になってよしやろうになったのはなぜか、何でここまで寝かせたかなというのがちょっと素朴に疑問に思うんですけども。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。

まず、用地を取得していく中で同意を得て、まずは取得について先行してそこはやっていこうというようなことだったのかなとは思いますが。そういった中で、未相続共有地があるという認識を持って、調査をしていくというようなことをしながら、取得できるところを先行して、用地を取得してきたという状況かなというふうに考えております。

その中で、昨年から手をつけ始めたというのは、やはりどうしてもその未相続共有地の対応については、職員でやるにはあまりにも労力と時間というものがかかり過ぎるというようなことから、委託というようなことでなるべく早く状況が分かる、そして、取得できるかどうかという判断ができるというようなことをつかむためにもやらせていただきました。

そういった中で、後回しになったという指摘もございますけれども、取得できそうなところを取得しながら、職員で調査などをして、走りながらやってきたというふうに考えているところでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に参ります。4項都市計画費、1目都市計画総務費、256ページから267ページまで質疑をお願いします。ただし、263ページ、6)公営企業(下水道事業)への補助及び出資に要する経費を除きます。質疑はありますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、265ページのバス交通事業のところ、まず、地域公共交通活性化協議会、これが3回を予定していたわけですがけれども、また、29万7,000円という予算の中で、これ何回開催されたんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

地域公共交通活性化協議会につきましては、令和2年度は2回開催いたしました。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 2回というのはどういう、予算では3回ということですがけれども、2回ではどのような協議を行ったんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

まず、1回目の会議が令和2年8月26日に開催しております、このときの議題が、1つ目が、市町村福祉輸送の有効期間の更新登録及び運送の対価の変更についてということで協議が行われまして、

そちらについては事務局案のとおり合意されております。

もう1つの議題が、白井市コミュニティバスの見直しについてということで協議が行われまして、内容的には、ルート案とダイヤの見直し案とそのスケジュールということで協議が行われました。こちらにつきましても、事務局の案を協議会の案として決定がされました。

2回目の会議につきましては11月20日に行われまして、このときの議題が、白井市コミュニティバスの見直しについてということで協議が行われ、この会議の前にパブリックコメントを実施しておりましたので、そのパブリックコメントへの対応について事務局より説明を行いまして、ルートとダイヤについての決定が行われたところです。

以上です。

○**広沢修司委員長** 岩田委員。

○**岩田典之委員** 循環バスナッシー号ですけれども、1人当たりの市の負担額、いわゆる持ち出しが、この5年間を見ると毎年増えているんです。特に令和2年度はコロナの関係で通勤通学客が減少したこともあるんでしょうけれども、5年前の平成28年に比べると3倍以上となっているわけですね。この辺をどのように捉えているのでしょうか。

○**広沢修司委員長** 小島都市計画課長。

○**小島健太郎都市計画課長** お答えします。

コミュニティバスの利用者につきましては、委員おっしゃられましたように、年々ちょっと減少してきているところです。令和2年度は特に、平成30年度は年間で11万2,900人ほど利用されていたんですが、コロナの影響などもありまして、令和2年度は7万2,000人ほどとなっております。

運行にかかる経費につきましては、運行の経費から運賃収入を差し引いた額を事業者のほうに市が負担することになっておりますので、そういった関係で負担額が増えてきているところと認識しております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 岩田委員。

○**岩田典之委員** 市民1人当たりが、ナッシー号に乗りますよね。その1人当たりの市の負担額が、平成28年が240円、29年が313円、30年が406円、31年が449円と、年々増えて、令和2年は753円と、このようになっているわけです。令和2年度においては市の負担額を減らす、そのような協議、検討はされたんでしょうか。

○**広沢修司委員長** 小島都市計画課長。

○**小島健太郎都市計画課長** お答えします。

委員おっしゃられるように、1人当たりの市の負担額が増えてきているところがございまして、今回ルートとダイヤの変更を行うに当たりまして、まず考え方の1つ目としまして、1番目に、市内の交通空白地の解消及び路線バスの路線の維持、2番目に、駅などの交通結節点を中心としたルート

設定、3番目に、コミュニティバスは路線バスのルートの補完という考え方で、ダイヤとルートの改定を行いました。

今回の改定によりまして、運行便数が約1.5倍程度増えておりますので、そういった利便性の向上という意味でも検討いたしまして、利用者数をなるべく増やすような努力を考えたということですので、以上です。

○**広沢修司委員長** 岩田委員。

○**岩田典之委員** ルート変更、ダイヤの改正も、もちろんこれはいわゆる福祉バスということですから、交通弱者のことを最優先に考えるのは当然のことだと思います。ルート変更の際に、循環バスの停留所ごとの利用者というのがありますよね。乗降客、非常に多い停留所、これがルート変更のときには本当に多い利用者があるところなくなる。あるいは、ルートに関しても大変1日当たりの乗降客が一番多いルート、これも変更になっているということなんですけれども、ルート変更、あるいは、ダイヤもそうですけれども、そういう検討をする際に、停留所ごとの利用者とか、各ルート、乗降客数、この辺の考慮というのはあったんでしょうか。

○**広沢修司委員長** 小島都市計画課長。

○**小島健太郎都市計画課長** ルート見直しの際には、委員おっしゃられるように、例えばですけれども、新鎌ヶ谷方面行きのバスとかが結構利用客が確かに多かったというところがございます。今回新鎌ヶ谷行きのバスは廃止しているところなんですけど、ちょっとその際の考え方としまして、ナッシー号は路線バスを補完するという方向性で今回改正を行いました。なので、ちょっと利用者が多いところを廃止しているというところは事実としてあるんですが、新鎌ヶ谷方面に行くのに約30分ほど往復で時間がかかっておりましたので、その分を他の路線に振替えて、運行の本数を増やして、交通空白地をなるべく減らすというような考え方で今回の改定を行ったところですので、以上です。

以上です。

○**広沢修司委員長** 岩田委員。

○**岩田典之委員** そうしますと、それまでの利用している市民、つまり、停留所で非常に市民の利用者が多いところ、そういうところは考えないで、あくまでも、そういうのは交通弱者を中心で、1人当たりの負担増ということもあまり考慮しなかったと、こういうふうに取り扱われるわけなんですけれども、このことに関して、令和2年度においては、ルート見直し案が出されたときに、市民からの問合せ、あるいは、苦情、そういったものはどうだったんでしょうか。

○**広沢修司委員長** 小島都市計画課長。

○**小島健太郎都市計画課長** 市民からの問合せといたしましては、いろいろな意見がございました。その中には、新鎌ヶ谷駅方面の廃止をしないでほしいといったような意見もございました。その際の市としての考え方なんですけれども、ちょっと先ほどもお話しした部分もあるんですが、市内の交通空白地の解消及び路線の維持ですとか、駅などの交通結節点を中心としたルート設定、あるいは、コ

コミュニティバスは路線バスのルートの補完という考え方をしました。新鎌ヶ谷方面への運行をしないこととした理由としましては、既に路線バスが運行している区間ですので、先ほども申しましたように、市境から往復で30分ほどかかっておりまして、この時間を他のルートに分配することで、市内全体の速達性の向上が図られるという考え方で、今回廃止したところです。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 路線バスの補完という位置づけだという話がありました。そうしますと、令和2年度においては、ニュータウン中央駅、ここにも循環バス行っていますよね。このニュータウン中央駅に関しての検討というのはされたのでしょうか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

今回のダイヤ改定では、駅圏という観点でも改定を行っておりまして、委員おっしゃられましたような、千葉ニュータウン中央駅につきましては、桜台駅圏ということで、ルートのほうは残しているところです。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 最初循環バスが走るときには、白井市内から外には出られないと。つまり、印西にも鎌ヶ谷にも行くことができないということだったのが、やっとニュータウン中央駅にも、あるいは、新鎌ヶ谷駅にも行くようになったわけですね。なので、やはり路線バスを補完するということも分かるんだけど、やはり市民の利用者、市民の意見を、声を聞きながらルート変更とか、そういうのは考えるべきだと思うんですけども、令和2年度においては、市民からのそういったルート変更、どこにとめてほしいとか、そういうような市民からの声はどのように聞いたのでしょうか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

市民からの意見につきましては、9月17日から10月8日までの22日間でパブリックコメントを実施いたしました。その際に意見を聴取しているところです。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 市民から意見を聞いて、その意見を聞いた上で、それを考慮してルート変更をしたと、こういうことでよろしいですね。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 パブリックコメントで意見を受けまして、計画に反映できるものは反映してという形でルート変更を行いました。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今のところですけども、パブリックコメントで意見が出ているということで、新鎌ヶ谷にという意見も出たようですけれども、それは本来の自分たちで決めた方針を示してやりませんということをお答えしたのかなと思うんですけども、逆にパブリックコメントを計画のほうに反映した意見というのはあったんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

パブリックコメントでは、28人の方から42件の意見がございました。計画に反映し、修正したものが1件、既に反映済みのものが6件、反映できないか今後の参考とするものが27件、その他の扱いとしたものが8件ございました。

この1件というのがどういったものかというのですけれども、ちょっとバス停の名称で、既になくなっていて施設のバス停名になっておりましたので、そこは御指摘を受けて修正したような形になっております。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 じゃあ、新鎌ヶ谷のほうに行く路線をやめないでほしいという意見は何件あったんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

16件ございました。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 パブリックコメントというのは、いただいた意見をただ聞き置くよというものではないはずだと思うんですけども、16件もあったんですね。それに対して、先ほどおっしゃった、市が決めた方針がこうだからそれは入れられませんということをきちんとお返しはしているんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

パブリックコメントの回答については、公表をしております。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それでは、地域公共交通活性化協議会のほうでも、このルートについては結構議論

があったように記憶をしているんですけども、例えば、パブリックコメントの結果を当然この協議会の中で示しているんだと思うんですけども、そのときに、委員の中からあまりに新鎌ヶ谷のほうに行ってほしいという意見が多いことに対して、たしか何か代替案みたいなことの見解をおっしゃられた先生、先生だったか何かがいたと思うんですけども、そこ内容どんなものだったか、そこについてはどう受け止めたかということについてお願いします。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

意見の中には、新鎌ヶ谷の病院のほうに通院されているような高齢者の方からの意見とかもございまして、通院するためにバスを残してほしいといったような意見もございました。協議会の中でも、委員のほうから、新鎌ヶ谷の方面については引き続き検討していくようにということで意見もございましたので、今後も、例えば、乗り継ぎの方法とか、そういったことで何かいい案がないかというところで、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 乗り継ぎの方法が何かないかというのは、路線バスとの乗り継ぎという意味ですか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

乗り継ぎの方法というのは、例えばでちょっと申し上げたんですが、委員おっしゃられるように、路線バスであったりとか、電車であったりとかの乗り継ぎとかというふうに考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 これ3年に1回ぐらいですよ、ルートの見直しとかは。そうすると、この8月からルートを変えたばかりだから、向こう3年間についてはこのまま、去年決定されたものでいきますよということになりますよね。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

ダイヤ改定の年数については、ちょっと明確に決めてはいないので、次がいつ改定になるかというのははっきり決めてはいないところです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

伊藤委員。

○伊藤 仁委員 265ページの道路ネットワークづくり事業についてお伺いします。

この委託料について、どういった委託をして、どういった成果を得て、それが今後どういうふうに

活用されるのかお聞かせいただきたいと思います。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

どのような業務を行ったかですけれども、都市マスタープランでは、構想道路は国道16号から工業団地の近くを通過して、県道市川印西線を横断し、桜台地区への県道千葉ニュータウン北環状線をつなぐ道路として位置づけられています。計画化の検討を行うと定められているところです。

市にとっては、都市マスタープラン上、地域軸として大きな効果が期待できる道路ですが、延長が606キロほどと長く、高規格な道路となりますので、莫大な事業費がかかり、整備期間も長期にわたるため、様々な角度から調査検討することが重要であると考えているところです。

このようなことから、令和2年度は、市内の道路交通の現状等の整理ですとか、構想道路沿線地域の市民の方を対象に、道路に関する意見や要望、構想道路の必要性に関するアンケート調査を実施しました。あと、道路交通の課題や構想道路の整備効果等の整理を行いました。今後の計画化を検討する基礎材料としての調査を行ったところです。

以上です。

○広沢修司委員長 伊藤委員。

○伊藤 仁委員 それでは、その調査を基に今後計画道路の話が進んでいくというふうに考えてよろしいですか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

構想道路は市にとって大変重要な道路ではあるんですけれども、先ほど申しましたように、延長も長かったり、高規格な道路となりますので、莫大な事業費がかかりますので、整備期間とかも長期にわたるため、様々な角度から調査検討していくということが重要であると考えておりますので、引き続き計画化に向けて検討を進めていくということで考えております。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 261ページになります。3) 建築宅地総務事務に要する経費の中の、18節、一番下になりますが、危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金について伺います。

こちら予算計上が100万円で、決算額が5万6,000円ということでした。対策を講じた市民の方が極端に少なかったんだと思いますが、市にある危険、その前に、じゃあ、2年度の実績をお願いします。

○広沢修司委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 お答えします。

令和2年度の実績は1件になります。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうですね、この補助金制度は平成31年、そして、令和2年の2年間実施するというので、この決算の令和2年が最終年度になるかと思います。この2年間を総括して、市内にある危険箇所の改善、安全対策はどのように進んだのでしょうか。

○広沢修司委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 お答えします。

去年度、令和2年度と平成31年度、1件ずつ、危険ブロックに関する補助事業を実施したところです。建築宅地課としては、引き続き周知等を行い、危険ブロックについては全域について相談等の対応をして、今後とも行っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 補助金制度が始まる時の全協の説明でも、様子を見て延長のことも検討するような内容のことが書いてあるので、利用が少なかったから延長するんだらうなというふうに今お話を聞いて受け止めました。

ただ、この2年間の補助金制度は、国のほうから2分の1、国のほうからの財源があるので、令和2年度の検討としては、もしこれを継続していくに当たっての財源はどのようにお考えになっているんですか。

○広沢修司委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 委員おっしゃいますとおり、国の補助が2分の1がありながらの市の補助制度というふうに捉えています。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 国のほうから引き続きもらえる見込みでということ、そうお考えになっているというふうに受け止めました。

あと、これいつだったかの説明で、市内の危険箇所が476か所あるというメモが残っているんですけども、間違っていたらごめんなさい、この中から数件しか実績が上がってないということは、何がしかのこ入れをしないと安全対策が進んでいかないんじゃないかというふうに思うんですが、その辺りの検討も2年度においてはいかがだったでしょうか。

○広沢修司委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 お答えします。

委員おっしゃった476か所に対して、うちのほうで調査をして危険だというふうに判断したものが14件ございました。それについて、相談等、改善等が実施され、今のところ残り9件であるというふうに捉えています。引き続き危険ブロックの方たちには意識啓発等々を行いながら、476か所につい

ては、スクールゾーン、小・中学校半径500メートルというところで実施しておりましたが、市内全域の相談に乗っているところがございますので、引き続き事業を継続して実施していきたいと思っています。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はありますか。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 次に、261ページから始まる4) 自転車駐車場運営維持管理に要する経費の中から、これはこの次のページに入っすぐの委託料にある自転車駐車場管理業務委託料、こちらについて伺います。

予算のときは人件費アップを見込んで787万2,000円を計上しているんですが、約120万円ダウンしています。こちらの減額理由について伺います。

○**広沢修司委員長** 小島都市計画課長。

○**小島健太郎都市計画課長** お答えします。

今回コロナがございまして、緊急事態宣言とか出ていた期間がございましたので、作業のほうをちょっと減らした形になりましたので、その分委託料が減ったところになります。

以上です。

○**広沢修司委員長** 小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** コロナにより作業を減らしたというお答えでしたけれども、コロナ禍での対応ということで作業を厳選したのかなというふうな受け止めたんですが、そうすると今後の対応ということに関してはどうなっていくんでしょうか。

○**広沢修司委員長** 小島都市計画課長。

○**小島健太郎都市計画課長** お答えします。

緊急事態宣言とかが明けて、コロナが収束した後につきましては、今までどおりの作業としたいというふうな考えております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 確認なんですが、緊急事態宣言の中では放置自転車の管理もクローズするか、受付の時間を短くするかというふうな対応になるんでしょうか。

○**広沢修司委員長** 小島都市計画課長。

○**小島健太郎都市計画課長** お答えします。

減らした作業としましては、撤去とかする、そっちの作業のほうを減らした形になりまして、返還とかについては特に変更していないところです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 すみません、263ページの下から始まります8) 近居推進事業について伺います。

こちらは予算額をほぼ消化しているんですけども、令和2年度においては、フラット35を利用する場合の金利優遇ということもタイアップをして行ったというふうな説明を受けました。こちらの住宅取得に関する借入金の優遇措置に関しての事業効果、これによる緊急推進事業への効果はあったのでしょうか。

○広沢修司委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 うちのほうで把握しているのは、フラット35を利用されたという件数については、うちのほうで把握していません。ゼロ件というふうに認識しています。

以上です。

○広沢修司委員長 よろしいでしょうか。

では、今267ページまでで質疑をお願いしています。ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に2項公園緑地費、266ページから271ページまで質疑をお願いします。

岩田委員。

○岩田典之委員 最後のとこ、271ページですけども、工事請負費、公園施設等改修工事ということで、これはこれでよかったと思っています。それで、もう少し小さな公園、要は、看板が壊れかけている、朽ちかけている、あるいは、文字が消えて見えないとか、そういった小さな公園の看板について改修をするかどうかというのは令和2年度では検討されたのでしょうか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

小さな公園の看板の改修等につきましては、令和2年度は特に検討等はしていないところです。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 これコロナ交付金を活用できるわけですよね。そうすると、令和2年度においてはなぜこの小さな、特に新しい公園に関してはまだ使えるのに取替えたんだけど、古い小さな公園が、看板が消えていたり、半分壊れていたりするのに、そのままに放置してあるというような意見を聞きます。どうしてそれは改修、改善しなかったのでしょうか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 今回の交付金につきましては、コロナ対策ということで、公園に人が集まっていて密にならないようにというところで事業を行いました。その対象としまして、

1,000平米以上の公園というふうに考えましたので、今委員おっしゃられましたような小さい公園につきましては今回対象としなかったところです。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 それはそういう対象というのは分かるんですけども、小さな公園というのはやはり子どもが集まりやすい、子どもが遊んだりとか、遊具、遊具も撤去されたりしていますけれども、当然そういうところもコロナ交付金は使えると思うんですけども、それは令和2年度はもう対象外だったので、検討しなかったと、こういうことですね。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 委員おっしゃられたとおりでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はありますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 じゃあ、今のところ引き続き、公園看板は設置されましたけれども、ガードレールにくっついて立っていたりするものもあったりして、どの程度チェックを、市のほうで確認したのかをちょっと確認します。そういうのはもう修復されているのか、それとも、まだそのまま立っているのか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

ガードレールで見えないといったお話今ございましたけれども、恐らく場所がけやき台のところかなというふうに思います。市の考え方としましては、今回公園の利用者の目に触れやすいところを念頭に、階段下、階段の途中、階段上で検討しました。比較的目にとまりやすい、目立つという場所で、広場の入口に近づいた際に内容を確認できることを念頭に、階段上、今の場所に設置をしたところです。

設置に当たりましては、ガードレールから1メートル以上離して設置をしております、確認ができるというふうに考えているところです。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そのピンポイント的に、その場所についての検討は分かりました。

それで、設置するのはいいんですけども、撤去もされたと思うんですよね、その古いほう。撤去工事のほうはもう終わっていますか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 撤去についても終わっております。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それは財源はどうされたんですか、撤去費用は。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 今回の交付金で事業を行いました。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 途中で確認したら、撤去費用は自分持ちにしようかと思っっているようなことも言われたと思ったんで、ちょっと確認したんですけども、撤去費用も含めて交付金で行ったということですよ。よろしいですか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 撤去費用も含めて交付金事業として行いました。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 同じ公園内に新しい看板があって、それから、すごく古くてもう字が薄れちゃっているようなものが同じところに立っていたりもしていましたが、全部調整してきれいになったんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

全ての看板を撤去したとかというわけではないので、残っているものもあるかと思いますが、今回撤去再設という形で事業を行いましたので、撤去については26か所の撤去が終わっているというところになります。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 全部付替えじゃなくて、残したままというところもあるということですね。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 今回の交付金事業の考え方が、設置に当たって撤去再設というような形で、1基設置するので1基提供するということについてはコロナ対象という、交付金対象という形で、それ以外の古いものをただ撤去するだけみたいなことについては交付金対象外というところで、それは別に長寿命化計画の中で実施をしていきたいというふうに考えております。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 コロナの警告を書いた看板を立てた公園にある古い看板は撤去する、1個設置したら1個撤去するという考え方でよろしいんですね。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 分かりました。そうしましたら、269ページの12節の委託料の中の真ん中辺りに、公園施設安全点検委託料とあります。これは公園の施設の点検の委託、範囲として、看板とか、そういうのも含まれた施設となるのか、それとも、遊具だけとか、この範囲はどこまでを今回なされたんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 この点検につきましては、遊具をメインに点検を行っているところです。以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 確認ですけれども、先ほど話に出ていた小さい公園の看板、不具合のある看板とか、そういうことは入っていないということですね。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

今回の点検で遊具をメインに点検を行いました。看板についても点検を行っております。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうしましたら、先ほど話に出ていた小さい公園の不具合も生じている看板というのもここで確認はできたんじゃないかなと思うんですけれども、そこはどうでしょうか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 劣化が進んでいる看板については、市のほうでも把握ができています。以上です。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 先ほどけやき台の公園の話が出ました。古いのが残っているという話ですけれども、あそこは御存じのように、一級河川です。一級河川の取扱いで、たまたま半分を市が借りています。ですから、借りている部分は市が看板を取替えられるでしょうけれども、ほかは手をつけられませんよね。そこをはっきりお答え願いたいんです。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 委員おっしゃられましたように、現地には降雨時には調整池としての立ち入らないようにといったような看板もついておりますので、そういったものについては市のほうでは撤去はできないようなところになります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今のところなのですが、これ事前に資料請求したところで申し上げますけれども、公園の看板設置費用が、単価として、大きいサイズが約70万円、小さいほうは59万円ということで、これは撤去処分費を除いている金額になります。やはり今回は新しい生活様式を啓発するためのデザインが盛りだくさんにはなっていますけれども、今後設置を進めて、公園看板をどんどん新しいものに変えていくに当たって、今回この70万円と59万円というものを基にすると、金額が高過ぎて大変じゃないかなというふうに思ったんです。それに関して、そもそものこの金額に対して、担当課は、結果としてどのように受け止めているかお聞きしたいです。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

金額につきましては、積算の際に、資材につきましては見積りを聴取して資材単価を決定しました。また、設置費ですとか、撤去費ですとか、処分費、その他諸経費につきましては、千葉県の積算基準に基づいて設計を行ったところです。ですので、適正な金額だったのかなというふうに考えているところです。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 すみません、確認ですが、これは入札で設置工事を依頼したんでしょうか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

入札を行いました。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 落札率はちなみに幾つだったですか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

84.9%でした。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 ありがとうございます。少しお戻りいただきまして、先ほど、決算書255ページ、アクセス道路整備事業の中で、柴田議員の質問にありました、廃棄物が置かれていた土地についてのところで、その対応はどうだという御質問で、本体工事に含めて廃棄物等の処分を予定しているというようなお答えをさせていただきましたけれども、現在は単独で発注するかも含めて検討してい

る段階だというようなことで訂正させていただきます。失礼しました。ありがとうございます。

○**広沢修司委員長** ありがとうございます。

よろしいですか、今の件について。柴田委員。

○**柴田圭子委員** 用地自体は2年度までには取得予定になっていたもので、用地取得はもう済んでいるということでよろしいですね。

○**広沢修司委員長** 竹田道路課長。

○**竹田忠夫道路課長** そのとおりです。

○**広沢修司委員長** よろしいでしょうか。

では、2項の公園緑地費までを終わりとして、休憩に入ります。

再開は13時30分。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時30分

○**広沢修司委員長** 休憩前に引き続き会議を再開します。

なお、発言に際しては、決算審査の観点から、簡潔明瞭な質疑をお願いします。

10款2項土木災害復旧費について、352ページから353ページまでで質疑をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** それでは、歳出について質疑はないものと認めます。

次に、歳入について質疑を行います。

ページが28ページから43ページまで、12款交通安全対策特別交付金、13款1項分担金、28ページから29ページと、13款2項2目土木費負担金、14款1項5目土木使用料、14款2項4目土木手数料、それから、15款2項4目土木費国庫補助金についてまで、質疑をお願いします。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 37ページになります。上から4番目にあります開発許可等申請手数料についてなんですが、こちらの申請件数を伺います。

○**広沢修司委員長** 藤川建築宅地課長。

○**藤川敦史建築宅地課長** お答えします。

合計24件になります。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はありますか。43ページまでです。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に参ります。16款2項4目土木費県補助金、17款1項2目利子及び配当金中、1節利子中、千葉ニュータウン事業に係る白井市道等整備基金利子、2節配当金中、千葉ニュー

ータウン駅前センタービル（株）配当金、それから、19款1項3目千葉ニュータウン事業に係る白井市道等整備基金繰入金、21款4項2目雑入中、都市経済部の所管する事項についてまで、50ページから65ページまで、質疑をお願いします。質疑はありますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 まず、61ページの雑入の中から伺います。下から3つ目にある広告掲載料なのですが、こちらの決算の内容について伺います。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

広告掲載料につきましては、コミュニティバスの広告掲載料となりまして、合計で6,000円、収入のほうがございました。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかにございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 63ページの中ほどからちょっと上、賠償補償保険金、この中で都市建設部の所管する雑入というのはどんなものがあるのでしょうか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

令和2年度は七次第二公園のトイレの目隠し板の破損がございまして、それを保険を適用して修繕のほうを行いました。金額としては9万9,000円となります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

植村委員。

○植村 博委員 すみません、65ページの下のほうに、放置自転車等販売収入とありますが、何台ぐらいが購入していただけたのでしょうか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

令和2年度は合計で159台で、そのうちの原動機付自転車を3台売却いたしました。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はありますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 昨年度道路がちょっと損壊して、結構専決処分で車の何か補償の件でたくさんあったんですけども、そのお金のやり取りとして、保険会社が間に入っていると思うんですけども、全部が市の会計を通さないで保険会社と被害を受けた人とのやり取りで、お金枠的には完結されてい

て、決算書には出てこないということによろしいでしょうか。

○広沢修司委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 そのとおりでございます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はありますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 61ページの雑入の中から伺います。今度上から9番目にある成田新高速鉄道事業利益納付金158万478円について、この内容の御説明をお願いします。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

こちらにつきましては、平成15年から平成22年までの間、市は国から補助を受けて成田新高速鉄道アクセス株式会社に補助金を交付していました。同社の平成31年度決算に利益が生じたので、補助金の交付条件に基づきまして、市への納付が生じますので、その分の収入となります。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 これ去年の2月に、去年に説明を受けているんですけども、31年度予算というときに、そのときも利益が上がったということで、このような収入が上がったという報告を受けただんですけども、そうすると、利益が生じたということは、2年連続で収益が上がりましたという理解でよろしいでしょうか。

○広沢修司委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

そのとおりです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 これで質疑を終わります。

(2) 議案第16号 令和2年度白井市水道事業会計決算の認定について

○広沢修司委員長 日程第2、議案第16号 令和2年度白井市水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

それでは、1ページ、令和2年度白井市水道事業決算報告書の収益的収入及び支出から、2ページ、資本的収入及び支出まで質疑を行います。質疑はございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 1点だけ確認をさせていただきます。

2ページの資本的収入及び支出のところの企業債ですけれども、この決算額が大幅に減少しています。下段のほうに、その理由として、資本的収入額が云々かんぬんで、過年度消費税、地方消費税、資本的調整額、及び留保資金を補填しましたと書いてあります。ということは、補填ができたので企業債を発行できなくて済んだという解釈でよろしいですか。

○広沢修司委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 委員の御指摘のとおりです。

○長谷川則夫委員 ありがとうございます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 3ページまでですか、4ページ。

○広沢修司委員長 1ページと2ページをお願いします。

竹内委員。

○竹内陽子委員 審査意見というのものもあるんですね。そこのところを見ていきますと、水道料金を改定し、経営基盤の改善に努められているというのは評価できるということがあって、次に執行状況が書いてあるわけです。それで、2ページのところに、今長谷川委員が言ったような、詳細に関することが書いてあるんですけれども、1つお尋ねします。水道事業をやっていて、監査の意見からいって、収益を上げるような対応として、やはり開発や何かした場所があると思うんです、住宅で。そういうところの開発したところの水道を引いていくというようなことはどういうふうに考えられたんでしょうか。

○広沢修司委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 開発行為があった場合の水道についてお答えさせていただきます。

この場合につきましては、開発者の負担で管渠のほうを布設していただいて、それを受贈を受けるという形を取ってございますので、市の水道課のほうの負担のない形で整備のほうは進めているところでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 それで、そこの開発で管のほうをつなげたりしたら、その方たちから、水道料金、例えば、市街化調整区域みたいなどこありますね、そういったところの対応というのはどうしているんですか。

○広沢修司委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 今委員の御指摘の内容は、多分下水道のことを言ってらっしゃるのではないかなと私は今思っておりますが、水道のことでお答えしてよろしいでしょうか。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 下水道もそうなんですけれども、上水のほうも、例えば、長年都市計画税を払っているけれども、なかなかそういうところに上水が来ない。だけれども、上水が引かれてきても、今度井戸水を使っていたからそれは使わないとかと、いろいろな条件が出てくるんですけれども、そういったような、開発とともに変わってきていることに対して、上水のほうは少しでも料金を上げていくための対応というのはどういうふうになさったんでしょうか。

○広沢修司委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 先ほどお答えしたように、水道については、市街化区域、調整区域別であって、開発があった場合については開発者の負担で水道を入れていただきます。まず、料金のお話でいくと、市街化調整区域、それから、市街化区域別なく同じ料金を頂いております。下水道の場合で言いますと、調整区域については下水道法だけの事業認可でやっておりますので、都市計画税の関係とかあると思うんですけれども、水道事業につきましては、都市計画事業として整備をしてございますので、特段税の関係とかで余計にお金が入るとかということはございません。

料金の関係については、先ほどの内容に戻りますが、一律の料金を取らせていただいておりますので、格差がない、県営水道区域とは若干格差が出てきてしまいましたが、市営水道区域に限っては、市街化調整区域、市街化区域についての格差はないというふうに考えておりますので、特段それに対して何か経営改善をしたというようなことは、2年度についてはないところでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そうしますとね、条件がだんだんだんだん整ってきました。だけれども、依然として、はっきり言えば、料金の問題になると思うんですが、井戸水が使えるものなら井戸水を使って、上水のお金を節約しよう、ちょっと姑息な考え方もかもしれません、そういうようなことが出てきて、なかなかせっかく上水をきちんと引いたのにもかかわらず、そういうところの協力がいただけない、これは個人の自由だと言われても、そういったところの指導というのはどういうふうに、なかなかやりにくい指導だと思うんですが、それをしないと、せっかく投資してもその効果が上がってこないというところをどういうふうに捉えましたか。

○広沢修司委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 井戸から水道への切替えについてということでお答えさせていただきます。

現在井戸水をお使いの方というのは、西白井のベリーフィールド以外のところ、富士とか、市街化調整区域の方には、かなりまだ井戸水を使って水道と併用されている方がいるように考えております。

ただ、井戸水が使える方については、外の、外散水栓と言われている、1本だけ水道をお使いになっている方や、台所だけを水道でお使いになっている方、もしくは、お風呂だとか、トイレだけを使っているいらっしゃる方、いろいろな方がいらっしゃる上に、まだ富士地区には共同井戸を使用されている方なんかもいまして、全容を把握することがなかなかできないのが今の現状でございます。

また、委員御指摘のように、井戸が使える状態の方に、なかなか水道への切替を強制できないというところもありますので、経営から考えると苦慮しているというのが実情になってございます。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 もう何年も前になりますけれども、苦肉の策で、流水計というのをつけて、それで、下水に流す量というのは井戸であろうと上水であろうと同じなわけですから、そこから上水の金額も把握できると思うんですけども、そういう差があるようなところをチェックしながらお願いに上がるなんていうことはされたんでしょうか。

○広沢修司委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 2年度に限って言えば、今委員の御指摘のように、まず、下水道を流すために井戸の方にも量水器をつけておりますので、現実是一件一件当たっていけば当たることはできるというふうに考えておりますが、先ほどの答弁にもさせていただいたように、全容を把握するといろいろなケースの方がいらっしゃいますので、なかなか全容を示すことが難しかったので、令和2年度についてはそういう作業のほうはしてございません。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、続きまして、3ページ、令和2年度白井市水道事業損益計算書について質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 続きまして、4ページ、令和2年度白井市水道事業剰余金計算書について質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、5ページ、令和2年度白井市水道事業剰余金処分計算書（案）について質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、6ページから7ページ、令和2年度白井市水道事業貸借対照表について質疑を行います。質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 申し訳ありません、どこで聞いていいのかが分からないんですけども、取りあえず分からないことを聞きたいと思います。

まず、水道料金なんですけれども、これの徴収率というのはどれぐらいになりますか。

○広沢修司委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 まず、徴収率ということでしたので、お答えさせていただきます。

水道の令和2年度の徴収率につきましては、99.94%となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 令和2年度はコロナの影響もあって、皆さん大変生活は苦しいなんていうお声もありましたが、徴収率はかなりいいようです、99.94%。水道のほうで、コロナの影響が出ているなどというようなことが感じられるのは、どこを見れば感じられるのでしょうか。分からないので、聞いてしまったほうが早いので、いかがでしょう。

○広沢修司委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 まず、1ページに戻っていただきまして、こちらの1項営業収益、こちらの部分が全てが水道料金ではございませんが、まずこの金額、それから、3ページに戻りまして、損益計算書の(1)給水収益、こちらは水道料金になってございます。見比べていただくと、4億5,000万円と、それから、約ですけれども、4億600万円、金額が違います。この金額の違いについては、まず、税込表示と、それから、税抜表示になっているので、大きく変わります。それ以外に、1項営業収益ですので、こちらのほうにはそれ以外にも収益が入ってございますので、ここに差が出てございます。見ていただくところはそこを見ていただくような形になります。

次に、コロナの影響というお話でしたので、コロナの影響ということでお答えさせていただきますが、新型コロナウイルスの影響からだと思うんですけれども、在宅時間が増えているのではないかとこのように捉えております。ここで1人当たりの使用量が、平成31年度は1人当たり236立方メートルでした。それから、平成30年度が228立方メートルです。それと比較して、令和2年度の使用水量なんですけれども、247立方メートルですので、在宅時間が長くなって使用水量が増加したというふうに捉えてございます。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 やはり令和2年度はコロナの影響で在宅率が高くて、その分使用量が増えたということでした。

私は富士に住んでいるんですが、令和2年度は、富士の人たちは水道料金が上がりました。15%上がって、在宅率が増えて水道をたくさん使って、それで大変だ大変だという声を随分聞いたんですけども、この15%の水道料金値上げの効果をどのように見えていますか。

○広沢修司委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 幾つか効果については検証できるというふうに考えておりますが、今全般的にという話でいきますと、まず、4ページを御覧いただきたいと思います。4ページの中に、三角がつけてあって、1,855万6,419円という金額がございます。こちらについては、この資料のほうの14

ページ、それから、監査委員からの意見書等にありますが、純損益として発生したものがこの1,855万6,419円となっております。それに比べて、じゃあ、平成31年はどうだったかであるという、この純損益が平成31年度は7,618万6,513円ございました。ですから、赤字は料金を値上げさせていただいたことで解消できているというふうに考えてございます。

それから、対象ページではございませんが、18ページ、19ページを御覧いただきたいんですけども、18ページ、19ページに、供給単価と、それから、給水原価という数字を載せさせていただいてございます。こちらについては、今年度の監査の意見ではありませんでしたが、よく言われるのは、逆ざやということで、こちらについてもこの差が広ければ広いほど経営はよくないというふうな指標をいただいておりますので、こちらについても、令和2年度については供給単価が226.48円で、それから、給水原価が279.93円で、その差は53.45円となっております。これが、平成31年度ではどうなっているかといいますと、202.03円と297.07円で、その差が95.04円となっておりますので、これが41.59円下がってございますので、ここにも料金値上げをさせていただいた効果が出ているのかなと、そういうふうに捉えてございます。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 では、最後にしますが、15%値上げしたことによる効果を伺いました。これをこのままずっと続けていけば、何年ぐらいだったらこの水道料金の赤字は全部解消されるようになるのでしょうか。

○広沢修司委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 水道料金を値上げさせていただくときに、35%から幾つかのパターンで審議会のほうに審議をしていただいたところですが、最終的には平均改定率15%ということで落ち着いたところですよ。それで皆様の議決を得て、料金値上げをさせていただきました。

ただし、シミュレーション的には35%まで上げないとこの逆ざやは解消できないという結果が出て、今回15%になってございますので、今委員の御指摘のように、このまま来年度も同じような形で、40円程度、じゃあ、逆ざやが縮まるかということではございませんので、定期的に社会情勢を見ながら附帯意見をいただいているところですけども、5年ごとの改定等の検討していかないとこの逆ざやというのは解消できないというふうに考えてございます。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今の質疑の中からお尋ねします。そうすると、これから難しい中で、例えば、お水を印旛広域から買います。その印旛広域の水の供給してくださる単価が上がれば、当然また苦しくなるわけですよね。その辺はどういうふうに見込まれましたか。今お水がすごく高くなることが言われているんですけども、その辺はどういうふうに考えられましたか。

○**広沢修司委員長** 青木上下水道課長。

○**青木元晴上下水道課長** まず、印旛広域水道の関係につきましては、各参加団体のほうから料金で値下げについての申出をさせていただいておりますし、当然印旛広域水道についても県営水道のほうから水を購入しているという関係がございますので、そちらについては値下げについてのお話をしているというふうに伺っております。

ですから、今のところ、ここ数年で料金が値上げする可能性という非常に少ないとは思っておりますが、当然買ってくる水の単価が高ければ、供給する単価を上げなければこの逆ざやというのは解消できないというふうに捉えております。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 令和2年の4月から水道料金が値上げをするということに当たって、まず全戸配布の広報で周知を図り、予算のときの説明なんですけれども、利用者には各戸で配布をし、福祉と連携もして周知漏れがないように努めますというふうなお話がありました。実際に値上げを実施した後に、利用者のほうで混乱であるとか、値上げに対する反響であるとか、そういったことは担当課のほうに寄せられていますか、いかがでしょうか。

○**広沢修司委員長** 青木上下水道課長。

○**青木元晴上下水道課長** まず、値上げに対する問合せということでお答えさせていただきます。

料金値上げに対する問合せで、私の記憶に特に印象に残っているという方が1人いらっしゃいます。その方については、富士地区の方からかなり料金値上げについていろいろお話をいただいたところです。その関係もあったわけではないんですけれども、富士地区の栄区の区長のほうから、なるほど行政講座で、市の今の水道の状況について勉強会をしてほしいということの申出を受けましたので、栄区で、8月23日日曜日に、なるほど行政講座のほうを、白井市の水道事業についてという題材で開催させていただきました。その中で、やはりいろいろ御意見が出ましたので、水道料金の改定についてと、御理解と御協力をお願いしたいということで、併せて、その講座の中で説明させていただきました。

それから、それ以外には大きく料金改定をした関係で、苦情というのは大きく入ってございません。

今お話いただいた福祉の関係等でお話をさせていただくと、当然福祉関係になるような、水道料金で言えば、生活保護の方、障害者の方、特別児童扶養の方、児童扶養手当を受給されている方については、消費税相当分については申請があれば減免する形を取っておりますので、その分の手当てもさせていただいております。当然のごとく、そういう方たちの周知については、担当部局のほうが出されている通知のほうに、そういう減免の措置がありますということは周知させていただいておりますので、周知しているというふうに捉えております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 分かりました。減免手続のところなんですけど、これは申請主義なので、特に担当課のほうで申請していないからということで声かけはしないという対応になりますか。

○**広沢修司委員長** 青木上下水道課長。

○**青木元晴上下水道課長** 特にこちらからアクションは起こしてごさいませんが、当然中にはそういう申請をすることによってそういう情報を知られたくない方もいらっしゃる、積極的にそういう申請をされてくる方もごさいますので、担当課、上下水道課とすれば特段そういう作業のほうはしてごさいません。

以上です。

○**広沢修司委員長** 小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 分かりました。

もう1つ質問があります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減って生活が厳しくなった場合に、一時的に上下水道料金の猶予制度が利用できるというふうに聞いています。値上げと重なったこともありますし、2年度の実績として、この申請の状況、分かりましたらお示しいただけますか。

○**広沢修司委員長** 青木上下水道課長。

○**青木元晴上下水道課長** 今手持ちの資料でお答えさせていただきますと、令和3年2月15日現在で猶予の御相談のあった方が20件、それから、猶予させていただいている方が18件となっております。

あと、手持ちの資料で、令和3年4月15日現在、これ2年度から外れますが、こちらの方が、相談が21件で、猶予している方が19件となっております。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

植村委員。

○**植村 博委員** 自分も石井委員の質問したことにつながるんですけども、先ほど、給水原価と、それから、供給単価のことについてお話がありました。これには水を使用している方に負担していただく、使っている方に負担をしていたかない限りはなかなか逆ざやが解消できないということでした。簡単に言えば、仕入値と、それから、売値の関係でそのようにしなければいけないということだったと思うんですね。

ただ、今いろいろ読んでみますと、人口について、そして、また、水道を引いてくれる方の件数とかが早々伸びないような状況です。そして、また、昭和60年近くから水道の工事を始めていて、いろいろなものが減価償却ということで、ほぼこれから入替えていったりなんかしなきゃいけない時代になっています。

そんな中で、どんどん水道代が上がるということは、県営水道と市営水道の方で、供給されている水が高いんだから当然負担しなきゃいけないというのはよく分かるころではあるんですけども、ある意味、ちょっと不公平なところも感じないわけではありません。

そんな中で、課長が、いつだったか、前回、1年前だったかな、広域で水道の業務を統合してというような研究会とか、いろいろな会合があって、コロナでちょっと何回か飛んでいるとは思いますが、その中で、課長が出て、そういう会議をするというようなことをちょっと聞いた覚えがあります。この給水のことから始まって、要は、最終的にそこに行って、何とか水道料金を上げないで、みんなで1つの連帯を作って、給水の原価を下げさせる行動につながらないかなと思ってお聞きしたいと思います。何を聞きたいか分かる。

○**広沢修司委員長** 青木上下水道課長。

○**青木元晴上下水道課長** では、決算ですので、決算に絡めてお話しさせていただきたいと思います。

まず、県営水道との統合一元化については、今回影山議員のほうからも質問がございましたので、部長のほうで御答弁させていただいているとおおり、県営水道区域に属している関係市11市が入って、課長レベルの会議のほうは開催させてございます。こちらについては、私も参加して、公用車で参加してございますので、交通費という形でお金を使わせていただいておりますので、決算で答弁させていただいても支障がないというふうに考えてございます。

こちらについては、私が参加した限りについては、令和2年8月3日、令和2年11月2日、それから、令和3年1月27日、令和3年3月19日ということで会議に参加させていただきました。部長の答弁にもあったように、特段目立った進展がないのが現状となっております。

それから、今委員からお話があったような、研究会のほうについては、印旛広域水道の構成末端給水事業体による研究会というのが令和2年度までありましたので、そちらについても、担当も参加させていただいておりますし、私のほうも会議のほうには参加させていただいております。

こちらについても、決算の話で言えば、交通費を使わせていただいておりますので、特段お答えさせていただいても支障がないというふうに考えてございます。

まず、私が会議に参加させていただいたのは、8月24日、それから、最後の会議になります2月26日に開催された会議のほうに参加させていただいております。それ以外に、担当者も含めて、全部で8回の会議のほうがございましたので、コロナの中ではあったんですけども、重要な事項になってございますので、会議のほうを開催されたものに参加してございます。

こちらの内容の結論については、今ホームページのほうにもその記載はさせていただいておりますが、結果を申しますと、広域によるスケールメリットは期待されるものの、財政的かつ技術的に各事業体に格差があり、料金等が統一される事業統合を目指すためには、経営状況の改善と格差是正に努め、新たな投資と長い年月を要するというふうな結論が出てしまいましたので、今後としては、それでも統合ではないんですけども、水質検査とか、料金徴収、施設の運転管理などの業務連携などを

段階的に実施することが望ましいということで、報告が印旛広域水道から出てございますので、その形で今後も進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に附属資料及び事業報告、8ページから21ページまでで質疑をお願いします。質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 質疑はないものと認めます。

これで水道事業会計についての質疑を終わります。

(3) 議案第17号 令和2年度白井市下水道事業会計決算の認定について

○**広沢修司委員長** 日程第3、議案第17号 令和2年度白井市下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

初めに、令和2年度白井市下水道事業決算報告書、1ページ、収益的収入及び支出から、2ページ、資本的収入及び支出まで質疑を行います。

竹内委員。

○**竹内陽子委員** 質問する側からとすると、今のような委員長のページでくくっていくと非常に質問しづらいんですね。もう少しトータル的に質問したい場合には、ページをそんな細かく区切っていただかないほうが非常にやりいと思うんですが、委員長、どう考えられていますか。

○**広沢修司委員長** 決算については、ページ順で、項目を言って質問をしていただくという形になっておりますので、これはそのままならわさせていただきますけれども、どこに該当するか分からないという場合もございますので、最後に時間を設けて質疑をする時間を取りますので、そのときに質疑をしていただければと思います。よろしいでしょうか。

では、まず1ページから2ページで質疑をお願いします。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 収入の部の営業収益のところを伺います。予算額に比べ決算額の増減というところが、この営業収益1億円近くあるんですけども、これはどうしてでしょうか。

○**広沢修司委員長** 青木上下水道課長。

○**青木元晴上下水道課長** すみません、こちらの営業収益が上がったことについて御説明させていただきます。

まず、特別会計から企業会計に移行する関係上、予算についてはそのまま12か月予算ということで予算は計上させていただいたところですが、実際会計の年度の出納閉鎖期間があるなしということで、

14か月の収入を今回の決算に載せさせていただきました。その関係から、この金額が増えているような状況になってございます。

以上です。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、3ページ、令和2年度白井市下水道事業損益計算書について質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、4ページ、令和2年度白井市下水道事業剰余金決算書について質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、5ページ、令和2年度白井市下水道事業剰余金処分計算書（案）について質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 次に、6ページから7ページ、令和2年度白井市下水道事業貸借対照表について質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に、附属書類及び事業報告、8ページから30ページまでで質疑はございますか。質疑はよろしいですか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 これはここで、30ページまでで聞く内容だと思います。質問させていただきます。

23ページに下水道事業の報告書というところがあるんですね。そこで、減少となったこと、前と同じ、ごめんなさい、下水道が、なかなか経営をやっているもう利益が上がらないというようなことがこの業務状況という中に書いてあるんですけども、その中で、私のところに市民からの声があったことは、例えば、市街化調整区域で、先ほどと、上水と同じように、市街化調整区域でたまたま浄化槽で処理していたものが、結局120か130戸ぐらいあるところですけども、環境のために本管につないだというエリアがあるんです。それは市街化調整区域の中で行われましたけれども、例えば、そういうことを知った方は、なぜ市街化調整区域で本管につないだのに都市計画税を、目的税なんだから、そういう税をつけないのかというような市民からの意見がありました。その辺がいまだもってそういう対応が研究されていないというか、それでよしとしている市ですね、その辺りをどういうふう到现在まで研究されてこられましたか。

要するに、手っ取り早く言えば、都市計画税を市街化調整区域でもつけると。それは3年ほどぐら

い前ですか、私は質問したんですが、それは現実に大阪でもやっているわけです。そういう事例もありますから、やはり収益を上げていくというような中で、市民の平等な観点から、そういうようなことを研究されてもよかったんじゃないかなと思っているんですけども、その辺はどうだったんでしょうか。

○広沢修司委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 まず、決算ですので、ほかの税の関係の話というのはなかなかしづらいところありますので、市街化調整区域の下水道の整備ということで、まずお答えさせていただきます。

今委員からの御指摘のように、収益を上げるための努力をしたのかというお話が出てきますが、まず、本来下水道は都市計画事業として、都市計画事業法の認可と、それから、下水道法の事業認可を取得して整備を行うのが通例となっております。

こちらについては、公共下水道という言い方をしまして、両方の事業認可を取得して、都市計画税のほうも充当していただいているというふうに認識しております。

しかしながら、今委員が御指摘された場所というのは、大体百二、三十戸ということですね、思い当たるのは、富士の市街化調整区域の中の開発だったのではないかなというふうに考えますが、まず、市街化調整区域の整備は、先ほど御説明した都市計画法の事業認可を取得しなくても、下水道法の事業認可だけで整備を行う特定環境保全公共下水道という手法がございまして、もし委員が御指摘の場所がその場所であるのであれば、白井市の主な市街化調整区域についてはこの手法を用いて整備をさせていただきますので、都市計画税の充当はできない事業になってさせていただきますので、それによる経営改善はできないところでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 3年前にもそのような質問をさせていただいた中で、そういう調査とか、その手法を調べてあるのかどうかというのはどうだったんですか。

○広沢修司委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 まず、委員の御指摘のように、大阪府にある幾つかの市町村で、市街化調整区域についても都市計画税を取っているというところについては、平成26年当時の大阪府の職員が出している論文とかを見て勉強はさせていただきました。ですから、都市計画税を取る場合には調整区域からも取れるということは私も認識はしてございます。

ただ、都市計画税を取る取らないそれを経営に生かす云々については、上下水道課長の立場でお話しする場合ではないので、まず、都市計画税の使途というお話で回答させていただきますと、各委員のほうに令和2年度の当初予算の概要というものがお配りされていると思います。この概要の中では、24ページに、一般会計当初予算における都市計画税の使途ということについて記載されてございます。この中には当然、委員が御指摘のように、都市計画税は目的税ですというふうな記載が書かれてござ

います。当然のごとく、下水道事業は、先ほどの都市計画事業認可を取得すれば、今富士地区で整備させていただいているような雨水の管渠の整備は都市計画事業としてやっておりますので、都市計画税が充当していただけるというふうに考えてございます。それ以外に、地方債の償還等というところにも下水道事業分ということの記載がございますので、こちらについても、予算を見る限りであれば、都市計画税が、建設なり、そういう償還について充当していると見て取れますので、ただ、今回は下水道の事業会計の決算認定になってございますので、もし詳細を委員のほうでお話ししたいということであれば、この後の総務企画委員会のほうでお話を聞いていただければと思います。

以上です。

○**広沢修司委員長** 竹内委員。

○**竹内陽子委員** 課長のおっしゃることよく分かります。でも、下水道だからこそ市民のほうから意見が出たと思うんです。だから、あえて下水道のこのときに課長にお尋ねしなきゃと思った次第です。手法のほうとしては、総務委員会のほうでお尋ねをいたしますけれども、ただ、そういうことの現場の確認とかそういうのは、やはり担当課のほうでしていただかないといけないのかなと思って質問させていただいた次第です。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。全体を通して決算の観点での質疑も受けます。

長谷川委員。

○**長谷川則夫委員** それでは、全体を通してお伺いしたいと思います。先ほどお話がございましたけれども、令和2年度から公営企業の経営基盤強化ということを図るため、公営企業会計を適用をとっていることになっています。この中で、この下水道事業の経営基盤の改善というのをどのように捉えていますか。

○**広沢修司委員長** 青木上下水道課長。

○**青木元晴上下水道課長** まず、経営基盤の改善ということで、令和2年度から企業会計に変更させていただいてございます。その中で幾つか見えてくることがございます、こちらの資料、お配りしているものの27ページ、28ページを御覧いただきたいんですけども、こちらで先ほどの水道と同じように、使用料単価という名目は変わりますが、集めてくるお金、使用料としてある収入を下水道使用料で有収水量を割った金額が、税抜ではございますが、132.06円、こちらについては1立方メートル当たりの金額が出ました。それに対して、汚水処理原価ということで、汚水を処理するために必要な原価ということで、123.91円という、こちら消費税抜き単価になりますが、こちらの金額が出たところでございます。これを比べると、若干水道とは違って、今8.15円、逆ざやではない、利益が上がっている状況となります。これについてこういう資料が出せるということは、企業会計に変わったからだというふうに認識してございます。

それから、当然減価償却費も水道のように出していきますので、当然この先どういう形で減価償却

費のお金を積み増していくような形をしていかなければいけないということで、こちらについても、料金値上げについて、ある程度の一般会計からの今繰入金に頼っているような状況ですから、当然監査の意見としても、企業会計に変えたことはいいけれども、それだけでは駄目ですと。当然他会計からの負担金に頼っている経営についてはといった意見もいただいておりますので、今後経営改善ができるように、先ほど竹内委員からもお話いただいたように、いろいろな手法を考えながら、料金値上げに頼らない経営を努めていかなければいけないというふうに考えてございます。

以上です。

○広沢修司委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 他会計の繰入金のこと聞こうと思ったんですけども、答えていただきましたので、結構です。ありがとうございます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。

これで、下水道事業会計についての質疑を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

27日月曜日は午前10時から会議を開きます。

本日は御苦労さまでした。

委員の皆様にお知らせします。本日の主な質疑は、24日金曜日までに事務局に提出願います。

散会 午後 2時26分